

別表十(二)

16欄及び42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名
I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書			
準備金の名称	1	翌期	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額
当期積立額	2	繰越額	3年を経過した場合の益金算入額(25)の計
積立限度額の計算	3		当期益金算入額
	4	計	(13)+(14)
積立限度額の計算	5	当期積立額のうち損金算入額	(2)-(11)
	6	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額	(12)-(13)+(16)
積立限度超過	(2)-(10)	貸	貸借対照表に計上されている
積立事業年度	当初の積立うち損金	23	翌期繰越額(2)-(25)-(26)-(27)
当期計			円
探鉱費基準額の計算	当期に支出した当期の探鉱用機械(29)のうち国内(29)のうち海外(30)の額を減	探鉱費基準額	特別所得金額仮計の二付表「41の①」
準備金の計算	3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	任意取崩し等の場合の益金算入額(26)の計	移転資産等の譲渡損失額の二付表「46の①」
特別控除額	益金算入基準額(34)+(35)	特別控除額	金等の当期控除額等の当期控除額(二)又は別表七の二付表一及び別表七の二付表三
		特別控除額	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額
		特別控除額	所得基準額((37)+(38)-(39))又は((37)+(38)-(39)-(40))
		特別控除額	特別控除額(33)、(36)と(41)のうち少ない金額

16欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68の61条第1項」及び「第8項」又は「第2項」
- ② 区分番号に、「10202」又は「10203」※
- ③ 適用額欄に、当該別表十(二)16欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68の61条第1項」
「10202」 探鉱準備金の損金算入

※「第68の61条第8項」
「10202」 探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)

※「第68の61条第2項」
「10203」 海外探鉱準備金の損金算入

42欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の62第1項」又は「第2項」※
- ② 区分番号に、「10204」又は「10205」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(二)42欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の62第1項」
「10204」 新鉱床探鉱費の特別控除

※「第68条の62第2項」
「10205」 海外新鉱床探鉱費の特別控除

別表十(二) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分